

第 187 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和元年 7 月 29 日 (月) 13 時 30 分～14 時 30 分
- (2) 場所 岩手県水産会館 5 階 大会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 12 名

会長	南	正	昭		
委員	千	葉	絢	子	
委員	田	村	勝	則	
委員	谷	藤	裕	明	(代理 村 井 淳)
委員	伊	藤		歩	
委員	上	田	吹	黄	
委員	小	野	澤	章	子
委員	阿	部	敏	宏	(代理 松 田 幸 造)
委員	川	合	靖	洋	(代理 松 澤 智 亮)
委員	吉	田	耕	一	郎 (代理 高 瀬 福 也)
委員	佐	藤	克	英	(代理 小 山 田 桂 夫)
委員	小	野	公	代	(代理 南 部 一 成)

3 議事

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

只今から、第 187 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。本日は、委員 20 名中 12 名の御出席をいただいております。従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

はじめに、岩手県県土整備部、田中道路都市担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局（道路都市担当技監）

皆様お世話になっております。今年度から県の県土整備部道路都市担当技監をしております、田中と申します。どうぞよろしくお願い致します。

本日は大変お忙しい中、また大変お暑い中、都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様方におかれましては日ごろから都市計画をはじめとしたまちづくりや県土整備行政につきまして御指導御協力をいただいておりますことに改めて感謝と御礼を申し上げます。

さて、今年の3月には宮古盛岡横断道路のうち県が施工する宮古始点の宮古西道路という道路が開通いたしました。

また、6月には、三陸沿岸道路の釜石北インターチェンジから大槌インターチェンジ間が開通いたしまして、宮古市から気仙沼間が自動車専用道路で結ばれたところです。

三陸沿岸道路は2020年度の完成を目指し国によって宮古市工区の工事が進められておりますが、高速道路ネットワークの完成によりまして市内の交通状況にも変化が見込まれます。

こうした背景もあって本日議題の一点目でございますが、宮古市内の都市計画道路の変更についてご審議をいただきたいと考えているものでございます。

また先週金曜日、陸前高田市に、国や陸前高田市、県とで一体となって整備を進めている高田松原津波復興祈念公園がありますが、このうち国営追悼祈念施設の一部のエリア、東日本大震災津波伝承館、そして道の駅が9月22日にオープンすることを公表させていただいております。

議題の2点目は、復興祈念公園の整備の進捗に伴いまして、県や市のエリアをそれぞれの都市計画で定めようとしておりますが、本日は県の公園について御審議を頂こうというものでございます。

議題としてはこの2つとなりますが、委員の皆様方におかれましては忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので出席者名簿を御覧ください。

岩手県議会議員 千葉 絢子 委員でございます。

次に、関係行政機関の欄ですが、

岩手県町村議会議長会会長 上山 文雄 委員でございます。本日は都合により欠席されております。

東北財務局盛岡財務事務所長 阿部 敏宏 委員でございます。本日は代理で、盛岡財務事務所 管財課長の松田 幸造 様に出席いただいております。

東北農政局長 川合 靖洋 委員でございます。本日は代理で、東北農政局 農村計画課長の松澤 智亮 様に出席いただいております。

東北経済産業局 産業部長 渡邊 善夫 委員でございます。本日は都合により欠席されております。

東北地方整備局長 佐藤 克英 委員でございます。本日は代理で、三陸国道事務所副所長 小山田 桂夫 様に出席いただいております。

岩手県公安委員会委員長 小野 公代 委員でございます。本日は代理で、岩手県警察本部 交通規制課長 南部 一成 様に出席いただいております。

次に、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

今日はお暑い中お集まりくださりありがとうございます。

本日は2件案件があがっておりますが、昨日は宮古市、一昨日は陸前高田市に行っていました。宮古市は昨年マスタープランが見直されて、新しく宮古全体を考えた将来20年に渡るマスタープランを組み立てまして、今それが動き出したところになります。

ご承知のように大きな震災被害、津波被害を受けたのですが、中心部につきましては、津波は来たのですけれども、その規模からして移転等を伴うような復旧はなかったわけでありまして、そのあたりの中心部について今後どう復興措置、防災まちづくりを進めていくかということもまた大きな課題になっております。

本日案件となっておりますのが、そうしたまちの真ん中に関するお話ということになっているかと思えます。

またもうひとつ、陸前高田市が、先ほどご紹介ございましたけど、9月22日オープンの復興祈念公園と、県が整備しております震災伝承館という、かなり規模の大きなものが開館する運びとなっております。

これもまた大きな被災を受けて、その後の立ち直りの一環として行われていることでして、それに少し関係するような形としての本日の案件ということになるかと思えます。

いずれも長い時間、被災からの復興もそうですが、将来を見据えての計画の一部分として、本日審議にかけられるということです。ぜひ、皆様の御見識を持ちまして忌憚のない御意見をいただけたらと思えます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思えます。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づきまして、原則公開することとしています。案件によりましては、例外的に非公開とする場合がございますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局から説明を求めます。

○事務局（都市計画課総括課長）

今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただいま説明があったように、全面公開といたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

（異議なしの声）

○会長

ありがとうございます。それでは、異議ないものと認めまして本日の会議は全面公開といたします。

本日の議案審議に入ります。

【議案第1号】

○会長

議案第1号「宮古都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

都市計画課総括課長の八重樫です。どうぞよろしくお願いいたします。

私の方から1号議案を説明させていただきますがお手元の資料か、あるいはスクリーンの方を御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず、議案第1号、宮古都市計画道路の変更について御説明いたします。議案書は1ページ、計画書は3ページ、図面は6ページとなっております。説明はスライドを使用しますのでスクリーンを御覧いただきたいと思います。

なお、お手元にスクリーンの画面と同じものを印刷してお配りしておりますので併せて御覧ください。

はじめに、宮古市の都市計画道路の現況について御説明いたします。こちらの図が宮古市の中心市街地の道路網図です。このうち、都市計画道路は、黒線が整備済み、青線が概成済み、赤線が未整備の区間となっております。平成30年3月末時点で、宮古都市計画道路では全体の24路線、約46kmが都市計画決定されておまして、整備済み区間は約23km、計画延長に対しましては49%の整備率となっております。

続きまして、都市計画道路の見直しについて御説明いたします。都市計画道路につきましましては、国から示されている「都市計画運用指針」におきまして、長期にわたり事業着手されていないものはその必要性の検証を行い、決定当時と状況が大きく変化した場合などにおいては、見直しを行うことが望ましいものとされております。

県では、これを受けまして都市計画道路の見直しに関するガイドラインやマニュアルを作成いたしまして、市町村が主体的に都市計画道路の見直しを行うよう働きかけています。これまでに盛岡市、花巻市、奥州市などで都市計画道路の見直しを行っております。

宮古市では、平成24年度から都市計画道路の見直しの作業に着手し、その後各地区での説明会や関係者協議を重ね、平成30年9月に都市計画マスタープランを策定いたしまして、宮古市中心市街地の5路線を見直し対象路線として選定いたしました。赤線は岩手県が変更する路線、青線は宮古市が変更する路線でございます。今回の都市計画変更は、この見直しに基づき、都市計画変更を行うものでございます。

都市計画法では、国道、県道につきましては県が、市道は市が都市計画を定めるものとされております。今回変更となる5路線のうち、3路線について県による都市計画変更手続を行うものでございます。

このうち、延長及び区域を変更する路線が1路線、区域を変更する路線が1路線、起終点、延長及び幅員を変更する路線が1路線となります。また、岩手県決定の全ての路線で車線数の決定を行います。

最初に、延長及び区域を変更する路線について御説明いたします。

3・2・2号宮古駅前線は宮古駅を起点として、県道宮古岩泉線の交差点までの宮古駅前広場を含む延長90mの路線です。黄色で示した部分は未整備となっており、現在決定している都市計画道路の区域での整備が見込めないことから、幅員を現況に合わせて縮小するものでございます。

今回の変更による代表幅員が変わるため、名称の番号が3・2・2号から3・3・2号に変更となり、延長の精査により90mから70m、代表幅員が30mから25mにそれぞれ変更となり新たに車線数を定めるものでございます。

3・2・2号宮古駅前線の宮古駅側から北を見た現況写真でございます。黄色の区域が現在の都市計画道路の区域となります。両側を約2.5m縮小し、赤色の区域が変更後の都市計画道路の区域となります。

次に、区域を変更する路線について御説明いたします。3・4・4号宮古港線は県道宮古岩泉線の宮古市館合町から国道45号の宮古市愛宕交差点までの延長1,900mの路線です。本路線はスライド中央付近の黄色に着色した市道区間が未整備となっております。

宮古市では、この未整備区間である末広町通りについて整備方針の見直しを行い、現状の道路幅員のままで、歩行者を優先した道路に整備することとし、まちのにぎわいや魅力の創出に繋げることとしました。これに伴いまして、未整備区間の区域を現況に合わせて縮小するものでございます。一部区間の区域が縮小となりますが、延長及び代表幅員の変更はなく、新たに車線数を定めるものでございます。

3・4・4号宮古港線の未整備区間の現況写真がこちらになります。宮古停車場線との交差点から東側を見ております。黄色の区域が現在の都市計画道路の区域となります。現況は歩道のない約9mの道路となっておりますが、今後宮古市では電線類地中化や道路の美装化などで歩行者を優先した道路整備を行うこととしております。

次に、終点部、延長及び幅員を変更する路線についての御説明をいたします。

3・5・9号宮古山口線は宮古停車場線との交差点から宮古市山口一丁目までの延長1,620mの路線です。本路線は、概ね整備済みとなっているもので、今回、終点部の区域を現況に合わせて変更し、また、起点部から約180mの区間で現在決定している都市計画道路の区域での整備が見込めないことから、現況幅員に合わせた変更を行うものでございます。

今回の変更により、延長が1,620mから1,580mに変更となり、また、新たに車線数を定めるものでございます。

3・5・9号宮古山口線の終点側の現況写真がこちらになります。終点部側から南側を見ております。黄色の区域が現在の都市計画道路の区域となります。県道整備事業後の道路の区域に合わせまして、都市計画道路の区域を赤色のとおり変更するものでございます。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明いたします。平成30年11月28日に宮古市から都市計画変更の申出を受けて手続を開始しております。

その後、宮古市の広報誌等により周知を行った上、素案を公表し、1月29日、市民交流センターにおいて変更素案に関する説明会を開催いたしました。参加者はおりませんでした。

また、宮古市への意見聴取、道路管理者への協議、国土交通省への事前協議を行い、いずれも異存ないとの回答を得ており、平成31年3月11日から3月25日までの2週間、変更案の縦覧、及び意見書の提出期間を設けましたところ、1名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で議案第1号宮古都市計画道路の変更に関する説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い致します。

○会長

ただいま御説明がございました議案第1号について、御意見、御質問等はいかがでしょうか。

○委員

宮古都市計画変更に係る案件でございますが、昨日私は宮古に行ってまいりまして、関係の所も見せていただきました。

確かに復興道路も出来まして、中心市街地はこれから大きな影響を受けると思います。そういう意味でもこのような計画に変更するということは、時宜を得た変更ではなからうかということで異論はございません。

ただ、この中に電線地中化というようなことも計画にあるようでございますけども、参考までに今後の予定等があればお聞かせいただきたいと思います。

○宮古市

現在、市道末広町線、都市計画道路でいいますと宮古港線、先ほどスライドの方でありました整備区間ですが、こちらの方は昨年8月に市道末広町線の整備計画策定協議会を設けてまして、無電柱化、美装化の計画の検討を今進めているところでございます。

現在の時点で、この路線については、日中は一方通行、そして夜間については相互通行ということで2車線の道路を確保しなければならない状況です。今後は、一方通行化して、現道が9メートルしかございませんので、一車線分を車道として確保して、残りの6メートルを歩行空間として整備する方針でございます。

さらに、電柱が路肩の方に建っておりまして、その部分も通行に支障があるため、これも地中化を推進するという考えでございます。

現在のところ、設計の大前提がほぼ決まりましたので、今年の秋には社会実験、実証実験をしながら道路線形につきましても、まっすぐな道路ではなく、スラロームなど、車のスピードを抑制するような工夫もしてみてもどうかということで、そのような社会実験もしながら最終的には道路の計画を確定していきたいと考えております。

今年度は基本計画を設定いたしまして、来年度は詳細設計、そして一部工事着手というようなスケジュールを考えております。以上でございます。

○委員

了解しました。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

今の件に関してですが、道路の幅員を計画道路で拡幅することにしていただいたものを、拡幅を取り止める計画で現行の道路を活用していくということですので、事前に頂いた資料の中には、住民の説明会等がありませんでしたので、その辺は地権者、道路に接する商店街の皆さん達の意見がなかったのかということがとても気になったのですが。

先ほどの説明ですと、説明会では参加者ゼロということですが、それに先立つ形で住民との計画道路について、説明がなされて合意が形成されたのかどうか。

拡幅を見込んだ道路が、長期にわたって施工されない計画道路の場合、建物が老朽化していくなかで、建物を建て替えるかどうか。あるいはセットバック、計画が実施になった時点で、売却した分で建て替えるかどうか。地権者が悩んでいる間に老朽化し、それに出資できる費用もなくなってしまうという、そのような問題が多々あると思います。

道路に関しては、歩行者優先の電柱地中化でまちのにぎわいを創出できるかもしれませんが、沿道の建物においては、地権者個人の資産で更新できるというか、その辺で困っている方がいるのではないかとということが気になりました。

住民との、素案公表以前の調整について、どのような経緯があったのかお聞きしたいです。

○会長

いかがでしょうか。

○宮古市

お答えいたします。この都市計画道路の見直しにつきましては、宮古市では平成24年度からこの見直し議論を始めております。

見直し方針を立てながら、平成25年度にはパブリックコメントも開催しながら、市民の意見をお聞きしてきたところでございます。この中で計画幅員を狭くする部分に関して、それに対する反対的なお話というのはほとんどございませんでした。今後道路を広くするならば時間も費用もかかるということで、むしろ現状の中でもっと使いやすい道路にするべきではないかという、そういったお話の方がこの末広町線に関してはよくございました。

また、ご心配されておりましたような、拡幅計画のある中で建物を建て直すかどうか悩んでいる方への影響は、確かに宮古市としても大きな心配要素であったのですが、結果的にはそのような部分への声は出てこなかった状況でございます。以上でございます。

○委員

了解しました。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

確認させていただきたいのですが、スライド10番ですが、左上の終点部は、変更前では黄色の部分で直進で進んで行くという計画だと思うのですが、

それがこうカーブして今の道路へ変更されるということなのですが、その以前の黄色の部分で直進する道路を整備する予定が過去にあったのか。

そのあたりについての背景を説明していただきたいのですが。

○宮古市

終点部の形状につきましては、最終的には県道整備のできた形に合わせる、今回そういう形に変更したところであります。

その先の奥の部分につきましても整備済みでございます。そちらが線形に合わず形で整備されてございます。

○委員

その計画になった理由、どうして直進させることになったのかを聞きたいのですが。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

補足いたします。もともと直進するところが現道でございまして、そこにタッチするような黄色の線で都市計画決定されたのですが、この左側に、今の赤い線の交差点のその先の方がバイパスになってございまして、そちらに接続させるように道路も整備してございます。今回はそれにあわせて都市計画変更するというものです。

○委員

その直進する道路というのは、もともとは県道として整備する予定ではなかったのですか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

整備する予定ではなくて、現道に合わせて、黄色のタッチするところに都市計画道路としてつないだということです。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

二点目のスライド8番の案件ですが、一般的に考えて、未整備区間をこのままにするといわゆるボトルネック状になって、図面の左右の道路が開放されている部分での交通量は、前後において渋滞区間が起こるのではという心配があったと思われるのですが、その点は大丈夫なのでしょう。

社会実験で、一日中、一方通行化するという計画があるということだったのですが、これは海の方から街の方に行く方向の一方通行なのでしょう。

逆ですね、街から海の方へ行くという。

そうすると、図面の左側の交差点の方に渋滞が起きるのではないかとという心配があると思いますが、その点何かありましたら教えてください。

○宮古市

お答えいたします。その未整備区間の現在一日あたりの交通量は、6,100台でございます。こちらの方は、今後10年後の交通量でいいますと大幅に減少しまして、1,200台、約5分の1まで交通量が減少するという推計になっております。

これは三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路が開通することで、通過交通が市街地に入っていないという推計からこのような数値が出ております。

今後狭いままにした場合、交通渋滞が起きるかといいましたら、今の推計によりますとそれは大丈夫だというふうに考えてございます。

○会長

どうもありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他にございませんようでしたら、採決に移りたいと思います。

それでは、議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案のとおり可決確定いたします。

次に、議案第2号「陸前高田都市計画公園の変更について」を審議いたします。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第2号、「陸前高田都市計画公園の変更について」御説明いたします。議案書は7ページ、計画書は9ページ、図面は12ページとなります。説明は正面のスライドを使用しますので、スクリーンを御覧ください。なお、お手元とスクリーンの画面は同じものを印刷しておりますので、併せて御覧いただければと思います。

はじめに、今回の変更の概要について御説明いたします。9・6・1号高田松原津波復興記念公園は、平成25年2月に従前の5・6・1号高田松原公園の種別、名称、規模等変更する形で岩手県が都市計画を変更いたしました。

今回、高田松原公園を陸前高田市が新たに5・5・1号高田松原公園として都市計画決定することから、その区域を除外すると共に、被災市街地復興土地区画整理事業、各種災害復旧及び復興事業が進捗したことから、関連計画との整合が図られた公園とするために、9・6・1号高田松原津波復興記念公園の区域の変更を行おうとするものでございます。

次に、本公園の位置付けについて御説明いたします。「岩手県東日本大震災津波復興計画」では、大地震津波の記憶を未来へ語り継ぎ、故郷への想いを継承するためにメモリアル公園等の拠点を整備することとしております。

また、「陸前高田市震災復興計画」では、復興のシンボルとして、高田松原公園の公園区域を拡大し、鎮魂の丘や被災建物の保存、メモリアル広場などを含め、市民参画のもと、市民の憩いの場となるメモリアル公園を整備することとしております。このメモリアル公園が、現在の高田松原津波復興記念公園を指しているものでございます。

高田松原津波復興記念公園は、平成27年8月に策定した高田松原津波復興記念公園基本計画等に基づき、国、県、市がそれぞれ役割を分担し、連携を図りながら整備を進めているところです。基本計画では、「失われた全ての生命の追悼・鎮魂」といった8つの基本方針を定めております。

次に、今回変更する区域について御説明いたします。9・6・1号高田松原津波復興記念公園については、陸前高田市が新たに都市計画決定する5・5・1号高田松原公園の区域を除外し、被災市街地復興土地区画整備事業、各種災害復旧及び復興事業の進捗により、各種計画との整合が図られた区域に変更するものでございます。

こちらが計画図でございます。変更後の区域を赤線、変更前の区域を黄色の線で示しております。また、変更により拡大した区域を赤の塗りつぶしで、変更により縮小した区域を黄色の塗りつぶしで示しております。

なお、今回新たに陸前高田市で都市計画決定する公園の区域については、オレンジの線で示しております。

次に、変更する箇所の詳細について御説明いたします。変更する区域は大きく5カ所あります。一つ目は陸前高田市が決定する5・5・1号高田松原公園の除外。二つ目は川原川エリアの追加、三つ目は道の駅交差点から川原川間の国道45号の追加、四つ目、五つ目は河川事業、海岸事業との調整に伴う区域の境界の見直しでございます。

はじめに、高田松原公園の除外について御説明いたします。今回除外する高田松原公園の区域は、平成27年8月に策定した高田松原津波復興記念公園基本計画で位置づけられ、今回、市が5・5・1号高田松原公園として都市計画決定することから、9・6・1号高田松原津波復興記念公園の区域から除外するものでございます。

次に、川原川エリアの追加について御説明いたします。当区域は平成27年8月に策定した高田松原津波復興記念公園基本計画に基づき、中心市街地と公園を結ぶ憩いの空間を創出することとしております。川原川とシンボルロードにはさまれた空間を一体的に

することで、中心市街地と公園を結ぶ憩いの空間を創出することができることから、今回土地区画整理事業との調整により、県公園の区域に含めるものでございます。

また、公園と川原川の境界については、当初、川原川沿いの市道を境界線としていたものでございますが、河川事業の進捗により、今回地形地物である河川護岸を境界とした区域に変更しようとするものでございます。

次に、国道 45 号の追加について御説明いたします。国道 45 号は平成 28 年 9 月 29 日に開催されました第 3 回高田松原津波復興祈念公園有識者委員会で示された基本設計(案)におきまして、公園との空間的な調和を図る接続空間としての位置付けがされております。幅広路肩を設けまして公園等の周辺環境との一体感を確保すること、公園と隣接して自歩道を配置し、公園の園路機能としての充実を図るということを目的とするなど、公園と一体となった空間を創出することとしていることから、今回の変更において国道 45 号を、9・6・1 号高田松原津波復興祈念公園の区域に含むこととして変更しようとするものでございます。

次に、公園と気仙川水門付近の境界の見直しについて御説明いたします。

当初、公園と気仙川水門付近は被災前の河川護岸と中等潮位線を境界線としておりました。今回被災前の河川護岸に代わる地形地物として防潮堤端部を境界線とする区域に変更するものでございます。

次に、公園と浜田川水門付近の境界について御説明いたします。当初、公園と浜田川水門付近は被災前の防潮堤を境界線としておりました。

今回、被災前の防潮堤に代わる地形地物として、復旧後の防潮堤端部を境界とし、地形地物で境界決定が困難な箇所につきましては中等潮位線を境界とした区域に変更するものでございます。

最後に、都市計画変更に係る手続の状況について御説明します。平成 31 年 4 月 18 日に陸前高田市から、都市計画公園の変更について申出を受けまして手続を開始しております。

その後、陸前高田市の広報誌等により周知を図った上、素案を公表し、5 月 31 日、6 月 1 日の 2 日間、陸前高田市役所において変更素案に関する説明会を開催いたしました。説明会においては、変更素案に対する反対意見はございませんでした。

また、関係市町村である陸前高田市への意見聴取、将来管理者である岩手県に協議を行い、いずれも異存ない旨の回答を得ております。

その後、令和元年 6 月 14 日から 28 日まで変更案の縦覧及び意見書の提出期間を設けましたところ、1 名の縦覧者がありましたが意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第 2 号「陸前高田都市計画公園の変更」に関する説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

○会長

ただいま御説明のありました議案第 2 号につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

7 ページでしょうか。区域の変更箇所、全体が出ている部分の一番左下の、川の下の方で、河川事業、海岸事業をこれから行う予定になっている、ここを追加した大きな理由はなんでしょうか。

○会長

いかがでしょうか。場所はわかりましたでしょうか。気仙川ですね。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

右岸側につきましては、変更はなく、今回追加になったところは防潮堤の関係で、防潮堤と法尻に区域変更がございます。その部分が現在整備している防潮堤の形に合わせての追加となり、川側のほうは従前から変更はございません。

○委員

了解しました。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

教えていただきたいのですが、今の説明の中で、国道を公園の中に入れるというように理解したのですが、公園の中に道路があるということは想像できず大変驚きました。

先ほどの計画の中で、道路が一体的に使われるということで組み込むというお話だったのですが、10 番のスライドを見ますと、図でいうともっと右よりの方が、もともと公園に入っていたように見えるのですが、ここだけが今回組み込まれる形でよいのか。

さらにもっと左側の部分もその施設と接しているように思うのですが、この部分だけそういった一体化が起きたという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

国道 45 号は、平成 28 年 9 月 29 日第 3 回高田松原津波復興祈念公園有識者委員会で示された基本設計案によって、公園との空間的な調和を図る、接続空間としての位置付けがされているものでございます。

そのため、幅広路肩を設けることによる公園等の周辺環境との一体感を確保すること、公園と隣接して自歩道を配置することによる公園の園路機能としての充実を図ることを目的としております。

このように公園と一体となった空間を創出することとしておりますので、今回の変更によって、国道 45 号高田松原津波復興祈念公園の区域に組み込むものでございます。

御質問がございましたとおり、今回追加している右側の部分については、もともと区域に含まれていたということで、道路も一体的な整備を行うものでございます。

○委員

ということは、図面の右側の部分のような仕様を、左側の方に延長して組み込むということで、さらにその左側はそうならないので組み込んでいないという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

その通りでございます。

○会長

その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に移りたいと思います。議案第2号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○会長

それでは、御異議がないものと認め、原案のとおり可決確定いたします。

以上で予定された議事を終了しましたので、事務局へ進行をお返しします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、第187回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては11月頃の開催を予定しております。その際にはどうぞよろしくおねがいたします。ありがとうございました。